

平成 18 年 11 月 17 日
財 務 省

平成 18 年 12 月以降の買入消却入札の実施の在り方について

平成 18 年 12 月以降、国債整理基金による市中金融機関からの既発国債の買入消却入札の実施に当たっては、当面下記によることとする。平成 19 年度以降については、別途検討するものとする。

なお、「買入消却の実施について」(平成 15 年 1 月 22 日付)は廃止する。

記

1. 対象銘柄

全ての利付国債(個人向け国債を除く。)とする。

買入消却入札の都度、利付国債(個人向け国債、物価連動国債及び変動利付国債を除く。以下同じ。)物価連動国債又は変動利付国債のいずれかを指定した上、流動性等を勘案し、必要に応じて一部の銘柄を除いてオファーを行う。

2. 実施予定額

実施予定額については、以下の金額及び割振りによることを基本とし、各月の買入消却入札において、物価連動国債又は変動利付国債のいずれを買入対象とするかについては、遅くとも前月末までに財務省ホームページに公表する。

平成 18 年度(平成 18 年 12 月～平成 19 年 3 月)	合計	毎月 1,500 億円程度
うち利付国債		毎月 1,000 億円程度
物価連動国債又は変動利付国債		毎月 500 億円程度

ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を買い入れないことがある。

3. 入札参加者

国債市場特別参加者(財務大臣が、入札への参加を認めることが適当でないと認め、入札参加者から除外した者を除く。)

4. オファー、応札締切り及び入札結果の通知・公表の時刻等

オファーは午前 10 時 40 分、応札締切りは午前 11 時 30 分、入札結果の公表は午後 0 時 15 分とする。

5．買入価格の決定等

イ．利付国債

買い入れる各国債につき、財務大臣が名称及び記号ごとに定める利回り（発表日が入札の実施日と同日付となる日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値表における当該国債の平均値の単利利回りとする。）をもとに、「希望利回り較差・コンベンショナル方式」による入札により価格を決定する。

ロ．物価連動国債及び変動利付国債

買い入れる各国債につき、財務大臣が名称及び記号ごとに定める価格（発表日が入札の実施日と同日付となる日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値表における当該国債の平均値の単価とする。）をもとに、「希望価格較差・コンベンショナル方式」による入札により価格を決定する。

6．フェイルの取扱い

買入日（決済日）に買入対象先から買入対象銘柄が引き渡されなかった場合には、3営業日後に買入れ（決済）を延期する。

3営業日後に再度買入対象先から買入対象銘柄が引き渡されなかった場合には、当該契約を解除する。

7．買入銘柄・買入額の公表

買入銘柄及び銘柄ごとの買入額については、後日（原則として翌月の第二営業日の午後5時）に財務省ホームページに公表する。

（以上）

国債整理基金による買入消却のための入札予定について

平成18年11月17日
財 務 省

平成18年度における買入消却のための入札予定額等は下記のとおりです。

記

入札月	入札対象国債		
	右記以外の利付国債	15年変動利付国債	10年物価連動国債
平成18年12月	1,000億円程度	500億円程度	-
平成19年1月	1,000億円程度	-	500億円程度

(注)ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を買い入れないことがある。



[ホームページ](#) > [国債等に関する情報](#) > [国債の入札](#) > [国債の入札日程](#) > 国債整理基金による買入消却のための入札予